

## 新年を迎えるにあたって

常務理事（兵庫県生活文化部環境局長） 前田啓一郎

新年、明けましておめでとうございます。

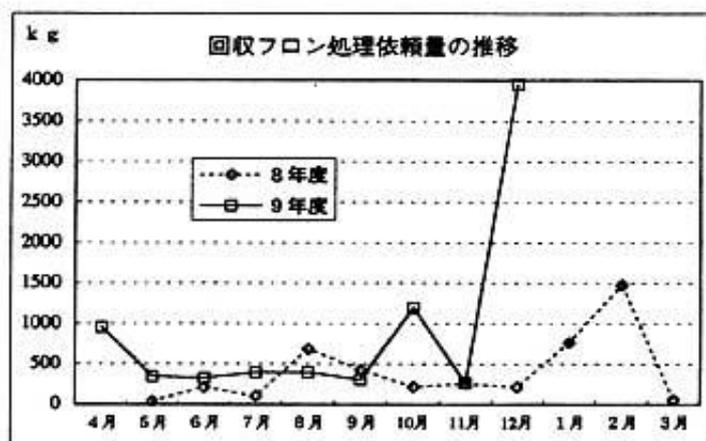
旧年中は、会員の皆様方には推進協議会の運営をはじめ、回収フロン処理システム事業、フロン回収装置リース事業にご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、4月からはフロン回収用ボンベのリースもはじめ、回収フロンの処理依頼量も増えてまいりました。平成9年4月から12月までの回収フロン処理依頼件数は123件、ボンベ等容器の本数は合計327本となり、処理依頼量は8,097kgと、平成8年度の4,402kgを大きく上回っております。これもひとえに会員の皆様の熱心な取り組みによるものと、感謝しております。

さて、平成9年12月に、地球温暖化防止京都会議、いわゆるCOP3が開催されました。約160か国の代表が集まり、報道関係者等を含めると1万人近くが参加した大規模な国際会議であり、連日新聞やテレビを賑わせ、一般の人々も地球温暖化問題に対して大いに関心を持ったことと思います。NGOも活躍し、当推進協議会が参加した「オゾン層保護・地球温暖化防止NGO国際フォーラム実行委員会」も、フォーラムで採択した「ストップフロン戦略NGO神戸宣言」を12月6日に直接、大木議長（環境庁長官）に手渡したところです。

このCOP3の成果としては、「先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定める法的文書が『京都議定書』の形で採択された」ことにあります。「京都議定書」の内容については、当広報紙に記載しておりますが、当推進協議会にとって特に重大なポイントは、HFC等のいわゆる「代替フロン」が排出削減対象ガスに含まれたことにあります。

当推進協議会はCFC等のいわゆる「特定フロン」の回収・処理が急務となったことから、平成6年12月14日に発足し、特定フロンの回収・処理を進めて参りました。平成8年7月1日には、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」が施行され、現在、やっと軌道に乗りつつあるところです。

しかし、これからは「代替フロン」をも含めた対策を考えるとともに、現在のシステムをより改善していく必要があります。会員の皆様方にはますますご支援、ご協力を賜ることになるとは思いますが、なにとぞよろしくお願い申しあげ、また、会員の皆様方のご活躍を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



# オゾン層保護・地球温暖化防止 NGO国際フォーラム 開催！

地球温暖化防止京都会議が目前の平成9年11月23日・24日に、西山記念会館において標記フォーラムが開催されました。これは当協議会が本格的に参加したはじめての国際フォーラムです。

このフォーラムには、欧州をはじめ、米国、アジアからもNGOが集まり、合わせてUNEP（国連環境計画）、UNDP（国連開発計画）、WMO（世界気象機関）など世界的環境機関が参加しただけでなく、全国からも多数の一般参加者が参集しました。

## 《概要》

1. 開催日 平成9年11月23日（日）～24日（月）
2. 場所 西山記念会館（神戸市中央区脇浜町3-4-16）
3. 参加者数 約600名
4. 内 容

### (1) 第1日目（11月23日）「NGO国際会議」

「世界のオゾン層保護の顔」ともいべき、米国の環境保護庁S・アンダーセン博士の基調講演が、午前中に行われました。博士は「モントリオール議定書に取り組んだ10年の経験を京都のCOP3に生かし、地球温暖化防止対策の合意形成と成功を期待する」と強調されました。

午後からは、気候フォーラムの浅岡事務局長のあいさつの後、各国NGOの報告及び討議が行われ、各国参加者の間で活発な質疑応答、意見交換が行われました。

その後、神戸宣言（案）について趣旨説明および意見交換、検討が行われ、宿舎へ戻ってからそのとりまとめ作業が深夜まで続きました。

### (2) 第2日目（11月24日）午前「基調講演、ファッションショー」

世界気象機構（WMO）のR・ポジョコフ博士による基調講演が行われました。

この後、一般公募による「UVファッションコンテスト」が行われ、肌を露出せず、かつ涼しい装いをリサイクル素材でと、製作者自身がモデルとなり、工夫を凝らした作品を続々と披露していただきました。

引き続き、ファッションデザイナー平山一也氏による本格的なファッションショーが行われました。特殊な音響・光線による演出とファッションにより、オゾン層保護のメッセージが伝えられました。

### (3) 第2日目（11月24日）午後「シンポジウム」

午後からは、シンポジウムとして「ストップフロン戦略の構築に向けて」をテーマに活発な討論が行われました。

- ・コーディネーター 帆足養右（朝日新聞社）
- ・パネラー デニス・パムレン（地球の友スウェーデン）  
ジョージ・レイエス（UNDPフィリピン）  
小林悦夫（兵庫県環境局次長）  
増田大成（コープこうべ副理事長）  
石井 史（ストップフロン全国連絡会）  
原きよし（オゾン層保護対策産業協議会）
- ・コメンテーター 山崎元資（環境庁広域大気管理室室長補佐）  
佐分利応貴（通商産業省オゾン層保護対策室室長補佐）

#### (4) ストップフロン戦略NGO神戸宣言の採択

今回のフォーラムで採択された神戸宣言は以下のとおりであり、この宣言文については12月1日から開催された地球温暖化防止京都会議（COP3）の大木議長へ手渡されました。

### ストップフロン戦略NGO神戸宣言

#### 1. 序文

エネルギーの大量消費など人間活動の拡大に伴い、予想を超えた速さで大量の温室効果ガスが放出され、大気組成を変えている。観測によると平均気温の上昇はすでに始まっており、この100年間で0.6℃上がっている。気候モデルによれば、このまま放出が続けば、来世紀末には地球の平均気温は2～3℃も上昇すると予測される。

来世紀末までに気温が2～3℃上昇した場合、さまざまな現象が起こることが予想される。陸氷の融解や海水の膨張による海面上昇、生態系の攪乱や生物種の絶滅、洪水や内陸部での干ばつの頻発や砂漠化の進行、農林漁業への影響、熱帯の伝染病や病害虫の蔓延などである。

対流圏でのこのような変化に加えて、成層圏のオゾン量はこの10年間にそれ以前より早い速度で減少し続けている。これは成層圏での塩素量が増加したためである。1990年代に入ってから、南極では20万平方キロメートル以上にも達するオゾンホールが、毎年春になると繰り返し出現している。この期間、北半球の中高緯度でもオゾン量の減少は加速しており、特に冬から春にかけて顕著で、30%もの減少が2～3週間にもわたって続くという深刻な事態となっている。

温室効果ガスの放出の継続的増加は、地表付近の温度上昇と下部成層圏の異常な寒冷化を引き起こす。これが極成層圏雲の発達を促し、塩素や臭素化合物の存在によりさらにオゾン層破壊を促進している。この結果、地表への紫外線到達量のさらなる増加を招く。

紫外線量の劇的な増加が南極では明らかにされており、中緯度でのオゾン減少による地上到達紫外線のゆるやかな増加の影響は、皮膚ガンや白内障、免疫不全といった健康へのダメージ、微生物やプランクトンをはじめとした生態系、農作物や漁獲高への影響が懸念されている。

#### 2. 脱フロン社会をめざして

フロンとその関連物質を大量に放出したことで、人類が大気の本래の姿を乱してしまったことが明らかにされている。これらの物質は45億年の地球の進化の過程で存在しなかった物質であり、その発生は人類の活動に起因するものである。

オゾン層破壊に立ち向かうために、1987年9月16日、国連環境計画

( U N E P ) のもと「モントリオール議定書」が策定され、オゾン層破壊物質の規制に世界の国々は取り組んだ。先進国における C F C の生産は 1 9 9 5 年末にすでに全廃されている。しかし、この「モントリオール議定書」の遵守が皮肉にも地球温暖化という新たな脅威を呼び起こした。C F C に代わる物質として開発された強力な温室効果ガスである H F C の生産が先進国で急激に増加し、開発途上国にも拡大している。

オゾン層破壊と地球温暖化に影響するフロン類はモントリオール議定書と気候変動枠組条約との連携によって、包括的に規制するべきである。

H F C ・ P F C ・ S F 6 はオゾン層破壊物質でないためにモントリオール議定書では規制対象となっていない。しかし、いずれも温室効果が大きく、また安定性が高く長寿命の物質を含むためその影響は深刻であり、気候変動枠組条約で規制対象物質として組み込み、生産・使用・排出を規制すべきである。これらの物質は人工的に作られ用途が限定されている。従って排出のコントロールが可能であり、二酸化炭素などとは別枠で規制すべきである。最終的な目標は、生産・使用・放出を原則として禁止することである。

私たちは、12月1日から京都で開催される「気候変動枠組条約第3回締約国会議」で新たなフロン類である H F C 、 P F C と S F 6 の規制が包括的に示されることを要望するとともに、「モントリオール議定書」と「気候変動枠組条約」との連携を早急にはかり、人工的に合成されたフロン類の総合的な規制を検討していくことを要望する。

オゾン層破壊物質に関して、現在のモントリオール議定書が掲げるスケジュールは、問題の重要性から考えてあまりにも不適切で不十分である。先進国、開発途上国における H C F C の全廃時期前倒しと猶予期間の短縮をしなければならない。さらに、C F C については、開発途上国に与えられた削減猶予期間を短縮しなければならない。オゾン層保護のためには、すでに多くの代替物質や代替技術が開発され、導入が進められていることから、私たちは産業界に対して、オゾン層破壊物質の全廃を可能な限り早期に行うこと、現在の法的規制を上回る積極的な対策をとることを求める。

### 3 . 各国政府への要望

(1) H F C ・ P F C ・ S F 6 は気候変動枠組条約のもとで規制され、全廃されるべきである。国際的な同意のもとに参加と協力を促進する中で、これらの物質の貿易に関する規制の重要性を認識すべきである。

(2) モントリオール議定書の多国間基金は、オゾン層保護と気候変動抑制に配慮した技術の開発・導入を支援すべきである。

(3) すでに機器中に使用されている、断熱材に含有されている、又は在庫されているフロンについては、厳重に規制し、その放出を禁止し、回収して環境に配慮した破壊処理をすることを義務づけるべきである。化粧品などのスプレー類や米国などで使われ始めている飲料の瞬間冷却缶などの新規用途への使用は、世界的に禁止すべきである。H F C の新規用途は、代替物質の可能性のないエッセンシャルユースとしてのみ認められるべきである。

(4) すべての国々は、H F C ・ P F C ・ S F 6 の生産量、消費量、排出量と貿易量に関する情報を収集し、報告すべきである。

(5) 環境保全に対する絶対的な要請が技術革新を促進するという認識に基づいて、N G O 連合は、産業界に対し環境面から見て持続可能な H F C ・ P F C ・ S F 6 の代替技術の開発をリードすることを要望する。

### 4 . 地球環境保全のための N G O の国際的連帯に向けて

私たちは、この「オゾン層保護・地球温暖化防止 N G O 国際フォーラム」における成果を「気候変動枠組条約第3回締約国会議」に反映させるよう努力する。また、私たちは世界各地でのこの宣言の具体化と教育活動に貢献するため

に、インターネットによるネットワークを構築し、一層のNGO間の連帯をはかる。

1997年11月24日

オゾン層保護・地球温暖化防止NGO国際フォーラムに参加し  
本宣言の採択に同意したすべての市民・NGO

## フロン回収装置 & ボンベ リース情報

フロン回収装置およびフロン回収用ボンベについては、12月24日現在、下記のものについてリースが可能です。ご希望の方は事務局までお問い合わせください。

### 1. フロン回収装置

種類	対象フロン	台数	リース料金	特記事項
車載型(中島自動車電装)	フロン12専用	1台	21,200円/月	エンジン駆動のため電源不要

リース料金には、修理、メンテナンス費用は含みません(使用者負担になります)。車載型のリース料金には、保険、税金、定期点検料を含みます。

### 2. フロン回収用ボンベ

#### (1) リースできるボンベの種類

区分	容量	フロンの種類	備考
一般型ボンベ	20kg	フロン502	約160本(即リース可能)
	20kg	フロン12 フロン22	リース依頼があった後、ガス名変更等の手続きを行いますので、リースまでに少し日数がかかります。
中島自動車電装(株)製 回収装置の専用ボンベ	20kg	フロン12	19本(即リース可能)
	20kg	フロン22	9本(即リース可能)

#### (2) リース料金について

	期間	20kgボンベ
ボンベ1本のリース料金	1年間	3,700円(消費税を含まない)
	月額(1年未満の場合)	350円(消費税を含まない)

リース料金にはリース先へ搬送する費用は含まれておりません。別途送料が必要です。消費税が別途必要です。

回収装置、ボンベともに、1年未満リース希望の場合は、通常6カ月以上と  
なっています。

しかし、今回に限り、リース開始日(各月1日)から平成10年3月末までとし  
ます。リースした回収装置やボンベは、ご希望の場合、来年度も継続してリース  
できます。

## 推進協議会この1年

平成9年	1月1日	広報紙「トライアングル」第9号を発行
	2月14日	平成8年度第4回理事会開催
	3月19日	平成8年度第3回企画委員会開催
	3月24日	平成8年度第5回理事会開催
	4月1日～	フロン回収用ボンベリース事業を開始
	4月15日	環境事業団による地球環境基金の助成が決定
	5月1日	広報紙「トライアングル」第10号を発行
	5月19日	平成9年度第1回企画委員会開催
	5月22日	平成9年度第1回理事会開催
	6月18日	「兵庫県フロン回収事業者名簿」第2版を発行
	6月24日	平成9年度通常総会開催
	7月10日	広報紙「トライアングル」第11号を発行
	7月23日	平成9年度第2回企画委員会開催
	7月31日	平成9年度第1回フロン回収・処理技術委員会開催
	9月	オゾン層保護対策推進月間
	9月1日	消費者向けフロン回収の費用負担啓発リーフレットを作成
	9月5日	「オゾン層保護対策促進セミナー」を開催
	10月1日	ホームページ運用開始
	10月15日	広報紙「トライアングル」第12号を発行
	10月20日	平成9年度第2回フロン回収・処理技術委員会開催
	10月25～26日	「ひょうごエコフェスティバル'97」に参加
	10月27日	平成9年度第1回カーエアコン対策委員会開催
	11月5日	環境事業団による地球環境基金の助成2次配分(増額)が決定
	11月12日	パンフレット「フロン回収とわたしたち」改訂版を作成
	11月23～24日	「オゾン層保護・地球温暖化防止NGO国際フォーラム」に参加
	11月27日	平成9年度第3回フロン回収・処理技術委員会開催
	11月27～30日	「地球環境フェアin神戸'97」に参加
	12月16日	平成9年度第3回企画委員会開催

### トピックス

## 地球温暖化防止京都会議(COP3)概要

平成9年12月1日(月)～10日(水)、国立京都国際会館において、地球温暖化防止京都会議(COP3)が開催されました。連日の新聞報道等で大々的に取り上げられたので、皆さんもご存知だ

とは思いますが、会議は最終日を1日オーバーした11日（木）に、ようやく京都議定書が採択される等、議長国である日本の面目がかろうじて保たれました。

その間、日本中だけでなく、世界中の目が京都に注がれ、単に数値目標、議定書の内容以上に、地球環境問題を身近なものとして考える雰囲気の高まりがありました。フロンについても代替フロンであるHFCや、PFC、SF6が規制対象に入るなど、大きな進展がありました。

その結果について、環境庁の通知から一部抜粋して、記載します。

## 1. 会議の概要

12月1日午前の本会議で大木環境庁長官を議長に選出後、全体委員会、交渉グループを設置し、討議を開始した。

これらの公式会合とは別に、EU諸国、非EU諸国、発展途上国、小島嶼国連合などのグループが非公式に会合を行い、各グループの交渉ポジションを検討した。

12月8日からは橋本総理、ゴア副大統領等の参加を得て、閣僚レベルでの会合が開催され、12月11日の本会議において、先進国における温室効果ガスの排出削減目標を定めた「京都議定書」を採択した。

次回の会議は、平成10年11月にブエノスアイレス（アルゼンチン）で開催される。

## 2. 京都議定書の概要

### (1) 数値目標（第3条）

対象ガス	二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、SF6
基準年	1990年（HFC、PFC、SF6については1995年）
吸収源の取扱い	限定的な活動（1990年以降の新規の植林、再植林及び森林減少）を対象とした温室効果ガス吸収量を加味
目標期間	2008年から2012年
削減目標	<p>附属書 締約国（先進国）全体の対象ガスの人為的な総排出量を、目標期間中に基準年に比べ全体で少なくとも5%削減する。</p> <p>各附属書・締約国は、目標期間中の対象ガスの人為的な排出量が、個別の割当量を超過しないことを確保する。例えば、          日本の割当量：基準年の94%（6%削減）          米国の割当量：基準年の93%（7%削減）          EUの割当量：基準年の92%（8%削減）</p>
バンキング	目標期間中の割当量に比べて排出量が下回る場合には、その差は、次期以降の目標期間中の割当量に加えることができる。

### (2) 政策・措置（第2条）

各附属書・締約国（先進国）は、数量目標を達成するため、例えば、エネルギー効率の向上等の措置をとる。

### (3) 共同達成（バブル）（第4条）

数量目標の達成の約束を共同で果たすことに合意した附属書・締約国は、これら諸国の総排出量が各締約国の割当量の合計を上回らない場合には、その約束を果たしたとみなされる（これらの規定によりEUバブルが可能となる）。

### (4) 排出権取引（第16条その2）

附属書・締約国は、議定書の約束を達成するために、排出権取引に参加できる。条約の締約国会議は、排出権取引に関連する原則やルール、ガイドライン等を決定する。数量目標の達成を果たすため、全ての附属書・締約国は、他の附属書・締約国から、割当量を移転又は獲得することができる。地球温暖化防止京都会議においては、排出権取引に関し、COP4において関連規制などの作成を行うことなどを決めた。

(5) 排出削減ユニット（旧 共同実施）（第6条）

削減目標を達成するため、附属書・締約国は、発生源による人為的排出を削減することあるいは吸収源による人為的除去を増進することを目的としたプロジェクトによる排出削減ユニットを他の附属書・締約国に移転し、又は他の附属書・締約国から獲得することができる。附属書・締約国と非附属書・締約国との共同実施は、クリーン開発メカニズムの下で行うことができる。

(6) クリーン開発メカニズム（第12条）

クリーン開発メカニズムは、非附属書・締約国の持続可能な開発と気候変動枠組条約の目的達成を支援し、かつ附属書・締約国の数量目標の達成を支援するもの。本メカニズムにより、非附属書・締約国は排出削減に繋がるプロジェクト実施による利益が得られ、附属書・締約国はこうしたプロジェクトによって生ずる「承認された削減量」を自国の数量目標達成のために使用できる。

(7) 不履行（第17条）

本議定書の第1回締約国会合で、条約の不履行に対する適正かつ効果的な手続及び仕組み、例えば、不履行の原因、態様、程度や頻度を考慮に入れた不履行の内容に関するリスト等について、承認される。なお、本条文についての専門的検討を行う下部会合を設置する決定が、地球温暖化防止京都会議において行われている。

(8) 発効要件（第24条）

本議定書を批准した附属書・締約国の合計の二酸化炭素の1990年の排出量が、全附属書・締約国の合計の排出量の55%以上を占め、かつ55ヶ国以上の国が批准した後、90日後に発効。

# HFC、PFC、SF6について

このたび京都議定書に組み込まれたHFC、PFC、SF6はフッ素化合物として「フロン」とよく似た物性、特徴があり、塩素原子を含まないためオゾン層破壊能力はありませんが、ひとたび大気中へ放出されると長年にわたり分解せず、温暖化係数が高く、地球環境に重大な影響を及ぼします。

これら物質についても、使用状況をよく調査し、廃棄時の回収を図っていくことが大切であると考えています。

## 1. 主な特徴、用途

区分	物質	GWP(注)	特徴、用途
HFC (ハイドロフルオロカーボン)	HFC134a	3300	95年末に生産全廃となった特定フロン(CFC)の代替物質として登場。HFC134aはCFC12と物性が近く、代替フロンとして使用量が急増、96年には1万tを超えている。 エアゾール、発泡剤としても使用されている。
	HFC152a	460	いずれも業務用冷凍空調機器の代替冷媒(いずれも混合冷媒)として開発中。
	HFC125	4800	
	HFC32	1800	
PFC (パーフルオロカーボン)	CF4	4100	非常に安定した化合物で大気中寿命が極めて長く、5万年(パーフルオメタン)、1万年(パーフルオエタン)であり、量が増加すると影響が大きい。 主に半導体エッチング及び洗浄用途に使用され、その使用量は約1,600t程度と推定される。
	C2F6	8200	
SF6 (六フッ化イオウ)	SF6	16500	これも非常に安定な化合物で大気中寿命が3200年と長く、GWPが極めて高い。 主に優れた電気絶縁剤として1960年代から電気設備に使用され、その使用量は約2,300t程度。

(注) GWP: CO2を1とした地球温暖化係数(ここでは20年値を記載)

## 2. 兵庫県内での使用状況

兵庫県大気課の調査によると、県内でのこれら物質の使用量については以下のとおりです。

### (1) HFC

エアゾール噴射剤に使用されるHFC134aは図のとおりであり、年間600t程度が使用されている。

### (2) PFC

PFC全量で約30t(96年度)程度であり、全国の2%程度となっている。

### (3) SF6

使用量は平均460t程度で推移しており、全国の20%を占める状況にあり、回収措置の徹底等を中心とした対策が今後重要である。

## ひょうごエコ・フェスティバル'97に参加！

平成9年10月25日・26日に県立明石西公園で開催された「ひょうごエコフェスティバル'97」に、当協議会は昨年、一昨年に引き続き、協賛し、出展しました。

このイベントは「ふれあいの祭典」の環境イベントである「さわやか環境まつり」と一体的に開催されたものであり、近くの県立明石公園で開催された「第9回ひょうごのまつり - ふれあいの祭典」と無料シャトルバスで連絡されていたため、多くの来場者がありました。

当協議会では、毎年行っております「フロン回収装置による廃棄冷蔵庫からの回収作業実演」の後、ご来場の方に実際に回収作業を「体験」していただきました。普段、あまり見る機会の少ない回収作業をこの目で見た来場者からは、フロン回収に関するいろいろな質問が浴びせられ、皆さんの関心の大きさに驚かされました。そして、緊張しながらも回収作業を体験していただいた方には、作業の苦勞を感じていただいたことと思います。

また、当協議会のホームページを閲覧できるように設置しておりましたノートパソコンについては、こちらのアピール不足と内容がまだ未完成であったことから、残念ながらあまり閲覧する方はいませんでした。

最後に、当協議会会員である回収作業実演にご協力をいただいた 三木商店、廃棄冷蔵庫を提供していただいた明石市大久保清掃工場にお礼を申し上げます。

## 地球環境フェア in 神戸'97に出展！

平成9年12月に開かれた「地球温暖化防止京都会議(COP3)」関連行事として、平成9年11月27日～30日に神戸国際展示場で開催された「地球環境フェア in 神戸'97」にも、当協議会は出展を行いました。

このイベントでは、「美しい地球 - 子どもたちの未来のために -」をテーマに、市民・団体・NGO・企業・行政等100以上の団体が、それぞれの地球環境保全の取り組みを趣向を凝らして展示しており、のべ40,000人以上の来場者がありました。

当協議会のブースでは、ホームページの閲覧を行い、フロン回収装置を展示するとともに、当協議会会員から提供された回収装置のカタログを配布いたしました。来場者からは、回収装置の使用方法や兵庫県条例等について質問を受けることもしばしばでした。最後に、回収装置のカタログを提供いただいた会員の皆様にお礼を申し上げます。

## 啓発パンフレットを増刷！

会員の皆さんにはおなじみのパンフレット「フロン回収とわたしたち - オゾン層の保護に向けて地域から -」は、各種の催し、研修会等の資料として配布されたため、在庫がなくなり、このたび新たに増刷することとなりました。

表紙のデザインは変わっておりますが、内容はほぼ前回と同様で、平成9年度用に若干の手直しをしております。

なお、会員の皆さんには、この新パンフレットをトライアングル第13号と同封してお送りしております。

もし、同封されていなかった場合は事務局までご連絡ください。

## 「フロン回収事業者名簿」第3版 発行！

平成8年12月18日に受託してフロン回収作業を行う会員事業者の一覧表を掲載した、「兵庫県フロン回収事業者名簿」を、平成9年6月18日に新たに7件加えて第2版を発行し、このたび第3版を発行することとなりました。

今回は第2版と比べて、さらに12件の事業者が増えています。

記載内容に訂正箇所がある場合、また、新たに登録を希望される場合は、事務局までご連絡ください。

なお、「兵庫県フロン回収事業者名簿第3版」もこのトライアングル第13号と同封しております。

### 事務局だより

新年明けましておめでとうございます。

去年は、回収装置に加え、新たにボンベのリースも開始し、回収フロンの処理依頼も増えてきております。

しかし、12月のCOP3において、排出削減対象の温室効果ガスにHFCなどの「代替フロン」が加わりました。当協議会では、従来、「特定フロン」及びフロン22のみを扱っておりますが、今後はこの結果を受けて「代替フロン」についても検討する必要があります。

会員の皆様にはこれからもご協力をお願いします。

### 兵庫県フロン回収・処理推進協議会

〒650 神戸市中央区下山手通5-10-1 (兵庫県生活文化部環境局大気課内)

TEL (078) 362-3284 FAX (078) 362-3966